

平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 政府又は全国健康保険協会が管掌する健康保険関係

第一節 国庫補助額の特例（第二条）

第二節 特例交付金及び特例支援金（第三条―第十五条）

第三節 社会保険診療報酬支払基金の特例支援関係業務（第十六条―第三十条）

第四節 雑則（第三十一条―第三十三条）

第五節 罰則（第三十四条・第三十五条）

第三章 国民健康保険組合関係（第三十六条・第三十七条）

附則

第一章 総則